

第2回一般廃棄物処理施設整備方針検討委員会における資料1の訂正について

1. 資料1の訂正箇所について

第8節 公害防止計画の1 騒音・振動・悪臭（焼却施設・リサイクル施設共通）と2 排ガス規制値（焼却施設）について、基本方針の3つの項目について記載の順番や文言等について以下の通り修正します。

（修正前）

1 騒音・振動・悪臭（焼却施設・リサイクル施設共通）

（1）基本方針

騒音・振動・悪臭規制値の検討にあたっては、以下の項目を基本方針として検討を行います。

- ・ 法令値をベースに設定します。
- ・ 現状から悪化させないことは必須とします。
- ・ 経済性のバランスに考慮した施設を目指します。

2 排ガス規制値（焼却施設）

（1）基本方針

排ガス規制値の検討にあたっては、以下の事項を基本方針として検討を行います。

- ・ 環境に配慮した規制値の設定を目指します。
- ・ 経済性のバランスに考慮した施設を目指します。
- ・ 既存施設の状況を考慮します。

（修正後）

1 騒音・振動・悪臭（焼却施設・リサイクル施設共通）

（1）基本方針

騒音・振動・悪臭規制値の検討にあたっては、以下の項目を基本方針として検討を行います。

- ・ 法令値をベースに設定します。
- ・ 現状から悪化させないことは必須とします。
- ・ 経済性のバランスに考慮した施設を目指します。

2 排ガス規制値（焼却施設）

（1）基本方針

排ガス規制値の検討にあたっては、以下の事項を基本方針として検討を行います。

- ・ 環境に配慮した規制値の設定を目指します。
- ・ 現状から悪化させないことは必須とします。
- ・ 経済性のバランスに考慮した施設を目指します。